区 連 会 説 明 資 料 令 和 元 年 1 0 月 経 済 局 消 費 経 済 課 (公財) 横浜市消費者協会

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談リポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の 掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、11月号を 発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示し ていただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談リポート」11 月号 A 4 判 1 ページ (月刊)

3 スケジュール

・令和元年10月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 田村・若林

電話 045-671-2568 Fax 045-664-9533

消費生活情報 よこはま Chavi

令和元(2019)年 11月号

月次相談リポート

発行:横浜市消費生活総合センター

携帯電話からスマホへの 買替え時は慎重に!

携帯電話からスマホに買替えたら「高額を請求された」という相談が数多く寄せられています。

- ●携帯の買替えのつもりが、スマホを強く勧められ 契約してしまった。操作が難しいので解約したい。
- ●タブレットは「抱きあわせで無料」とのセールス だったが、高額の利用料金を請求されている。

通信サービスの契約では、 クーリング・オフが適用 されませんのでご注意を!



お互いに 一声かけて見守りを!



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を